

帯広市畑地かんがい用水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 11 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 29 号

帯広市畑地かんがい用水施設条例の一部を改正する条例

帯広市畑地かんがい用水施設条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

芽室川西地区畑地かんがい用水施設	畑かん施設の整備完了区域
------------------	--------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。